

令和3年5月10日

会 員 各 位

(公社)広島ビルメンテナンス協会

会 長 杉 川 聡

(公印省略)

「新型コロナウイルス感染拡大防止集中対策」の実施について

広島県では、3月下旬から感染者の新規報告者数（直近1週間の10万人当たり）が漸増傾向（拡大の兆候）となって以降、昨年12月初旬と同様に感染拡大が続いています。

また、広島県の現時点における感染状況はステージⅢとなり、新規報告者数の動向などを見た場合、広島市はステージⅣ相当であり、福山市は感染状況が悪化し厳しい状況が続いています。

こうしたことから、現在取り組んでいる「PCR検査集中実施」と合わせ、警戒基準値を下回る状態とすることを目指し、集中的な感染拡大防止対策として、5月8日から「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に取り組むこととしています。

つきましては、会員各位におかれましては、この切迫した危機の抑え込みに向けて、「新型コロナ感染拡大防止集中対策」に基づき、感染拡大防止対策に取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

新型コロナ感染拡大防止集中対策について

1 趣旨

本県では、3月下旬から感染者の新規報告者数(直近1週間の10万人当たり)が漸増傾向(拡大の兆候)となっており、昨年12月初旬と同様に感染拡大が続いている。

全国状況を見ると、4月23日には3回目の「緊急事態宣言(4都府県)」が発出されたほか、7県において「まん延防止等重点措置」が実施され、更にいくつかの県が当該重点措置の適用を要請するなど、感染状況は悪化してきている。

本県の現時点における感染状況はステージⅢとなり、新規報告者数の動向などを見た場合、広島市はステージⅣ相当であり、福山市は感染状況が悪化し厳しい状況が続いている。このままでは県全域に感染が拡大していく恐れがある。(令和3年5月6日までの1週間の新規報告者数 全県:20.6人、広島市:30.5人、福山市:16.2人)

発生事例の分析からは、新規報告者数の6割程度が広島市、50歳代までが全体の8割を占めている。また、推定感染経路では、家庭に続き飲食の場(特に広島市中区の繁華街と関連のあるケース)や職場の割合が多く、学校におけるクラスター発生も見られており、より若い世代への感染の広がりも懸念される。

専門家からは、人流をしっかりと広く抑え、人と人との接触による感染の連鎖を遮断する強い措置を講じていくこと、広島市の中心部の繁華街では4月以降継続して陽性者の発生が認められ、営業時間の短縮等の対策が必要であることのほか、県民に対する感染防止対策の徹底、症状がある場合の早期受診と療養及び積極的疫学調査への協力の呼びかけなどの意見がなされている。

大型連休後の感染拡大の恐れがあること、全国的に変異株が流行の主流となり重症者や死亡者も増えてきていることは大きな脅威であること、感染が拡大すればするほどその収束には長い時間とより強い対策が必要となることから、現在取り組んでいる「PCR検査集中実施」と合わせ、警戒基準値を下回る状態とすることを目指し、集中的な感染拡大防止対策に取り組む。

2 集中対策期間

令和3年5月8日(土)～6月1日(火)の25日間

3 営業時間の短縮要請等（施設の使用制限等）

（１）飲食店等に対する要請 ※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項

地域的に感染を抑え込み、県全域への感染拡大を防止すること、マスクを外した状態での人との接触機会を可能な限り低減させることを目指し、そうしたリスクが高くなると考えられる飲食店等に対して、営業時間の短縮等を要請する。

要請内容	広島市中心部（※）の酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮（５時から 20 時までとする。ただし、酒類の提供は 11 時から 19 時までとする。）
要請期間	別に決定する期間（※）
施設の種類	食品衛生法上における飲食店の営業許可を受けている店舗のうち、酒類を提供する店舗（居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む。） ※宅配・テイクアウトサービスは除く。
協力支援金の支給	全期間、時間短縮（休業を含む）の要請に応じた場合のみ、別に決定する協力支援金を支給（※）

※要請の対象地域、期間及び協力支援金については、別紙のとおり。

なお、県は、時間短縮要請等の実効性の担保、業種別ガイドラインの遵守の徹底のため、関係機関と連携して、飲食店等に対して見回り活動、路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動に対する必要な注意喚起等を行う。

また、「まん延防止等重点措置」の適用となった場合、感染状況に応じてまん延防止等の措置の要請（法第 31 条の 6 第 1 項）、要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項）、要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項）などを必要に応じて行う。

（２）（１）以外の施設に対する働きかけ【広島市・福山市】

施設に人が集まることによる人流を抑制し、人と人との接触機会の低減を図る必要があることを踏まえ、次の施設について営業時間の短縮等の働きかけを行う。

施 設	働きかけの内容
運動施設、遊技場	営業時間の短縮（５時から 20 時までとする。） 次の 4 による要請（人数上限 5,000 人かつ収容率要件以内）
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）	営業時間の短縮（５時から 20 時までとする。）
遊興施設（食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けている店舗を除く。）	
物品販売業を営む店舗（1,000 ㎡超）（生活必需物資を除く。）	
サービス業を営む店舗（1,000 ㎡超）（生活必需サービスを除く。）	施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ
上記のうち、大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）	

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

4 イベント等の開催要件【県全域】

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、対処方針という。）の5（1）「イベントの開催条件」について、集中対策期間中、次のとおりとする。

- ・5月8日から11日までを周知期間とし、5月12日以降のイベントについては、人数上限を「5,000人」とする。（収容定員に収容率を適用した人数と5,000人のいずれか少ない方とする。）併せて、20時以降の営業時間短縮等を働きかける。

※5月11日までの間にチケットが販売されたイベントについては、適用しない。

- ・全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合の県への事前相談は、引き続き、実施すること。

収容率		人数上限
<u>歓声・声援等が想定されないもの</u> ・クラシックコンサート ・演劇，寄席，古典芸能等（雅楽，能楽，文楽，歌舞伎，講談，落語等） ・展示会 等	<u>歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック，ポップコンサート ・スポーツイベント 等	5,000 人
100%以内 （収容定員がない場合は適切な間隔）	50%以内 （収容定員がない場合は十分な間隔）	
・変異株の流行を踏まえ，イベント主催者等に対してマスク常時着用，消毒，十分な換気，3密の回避など感染防止対策の徹底とガイドライン遵守の要請 ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ		

※無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の働きかけの対象としない。

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

5 県民、事業者への要請

対処方針の「3 県民に対する要請」及び「4 事業者に対する要請」により、県民や事業者に対して、基本的な感染防止、業種別ガイドラインの遵守、感染リスクの高まる「5つの場面」への注意や十分な換気など、確実な実践を要請している。

(1) 人と人との接触機会の低減

人流の5割削減による接触機会の8割削減を図るため、対策期間中は、これら感染防止対策等の徹底に加え、次の事項を要請する。

ア 外出の削減

日常生活上必要な買い物などを含めて外出機会と時間を合わせて半分に削減すること。特に20時以降の外出は更に削減すること。なお、通学や医療機関の受診まで制限するものではない。また、必要があって外出する場合においても、必ずマスクを着用したうえで、可能な限り人と人との接触を避けることを心がけること。

※日常生活上必要な場合の例

医療機関への通院，食料・医薬品・生活必需品の買い出し，必要な出勤・通学，自宅近隣における屋外での運動や散歩など，生活や健康の維持のため必要なもの

イ 職場への出勤等

徒歩・自転車通勤，時差出勤などを促し，通勤時の人との接触を減らすこと。

Web 会議やテレワークの活用により，事務所や事業所ごとの出勤者の割合を 7 割削減することを目標とし実施すること。また，テレワーク等出勤に代替した勤務形態がとれない方のいる事業所等では，執務室を分散させるなどによって執務室内の定員を 7 割削減することを目標とし実施すること。

住民に対して 20 時以降の更なる外出削減を要請することを踏まえ，事業の継続に必要な場合を除き，20 時以降の勤務を抑制すること。

ただし，社会機能維持に従事している者については，この限りでない。

(2) 職場内における感染防止対策の強化

3 密の回避や感染防止のため，以下も参考に取り組むこと。

- ・感染症対策担当者の選任
- ・昼食や休憩時間の分散
- ・執務室等に入出入りするたびの手指消毒の徹底
- ・換気，加湿の徹底（実施したこと，測定したことなどの記録）
- ・「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」の周知・徹底や産業保健職の活用 など

(3) 飲食店の利用と感染予防

同居する家族以外での会食等は控えること。

会食等を行う場合には，アクリル板等の物理的対策が適切に導入されている「広島積極ガード店」，「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を利用すること。また，「広島コロナお知らせQR」の利用のほか，飲食店が行う感染予防対策に協力すること。

3（1）による要請に係る営業時間以外の時間に，当該飲食店等にみだりに出入りしないこと。（「まん延防止等重点措置」の適用となった場合，法第 31 条の 6 第 2 項に基づく要請事項）

路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクが高い行動を行わないこと。

(4) 他地域への移動の自粛

緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域との往来は，最大限，自粛すること。

感染拡大地域（都道府県が住民に不要不急の外出自粛を呼び掛けている自治体や，直近 7 日間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15 人以上の自治体）から及び同地域への往来については，慎重に判断すること。

また、広島市及び福山市との往来については、最大限、自粛すること。なお、通勤・通学や医療機関の受診まで制限するものではない。

(5) 誹謗中傷や差別の禁止

新型コロナウイルス感染症の罹患は誰にでも生じ得るものであり、誤った情報や不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるような冷静に行動するとともに、感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人などに対して、絶対に誹謗・中傷・差別しないこと。

(6) 県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

広島市の感染状況はステージⅣ相当にあることから、県民の生活・経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ業務を継続すること。

6 集中対策に合わせた対応

(1) 感染者の早期発見と隔離

早期に感染者を捕捉し、入院病床や宿泊療養施設での適切な療養が行えるよう、次のとおり対策を行う。

- ・積極的疫学調査の徹底
- ・PCR検査の集中実施

(2) クラスター対策

県内では、医療機関や高齢者施設等のほか、学校においてもクラスターが発生していることから、クラスターの芽となる感染者の早期発見と収束のため、対策を強化する。

- ・医療機関や高齢者施設等の従事者に対する定期的なPCR検査の強化
- ・「医療福祉クラスター対応班」による施設への早期介入と感染管理指導 など
- ・大学や学校への要請

学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食等の注意喚起
寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

別紙

飲食店等に対する時間短縮の要請対象エリア等について

1 対象エリア

広島市中区のうち以下のエリア

- 胡町1丁目～5丁目
- 堀川町1丁目～4丁目
- 三川町1丁目・8丁目・9丁目
- 新天地1丁目・6丁目・7丁目
- 流川町・葉研堀・銀山町・弥生町・田中町・西平塚町の全てのエリア



(出展：国土地理院の地理院地図)

2 期間及び協力支援金の概要

(1) 概要

要請期間	○ 令和3年5月12日(水)～6月1日(火)(21日間)
対象者	○ 酒類を提供する飲食店等(食品衛生法の飲食店営業(「1類」または「3類」)の許可を受けている店舗)
支援金対象要件	○ 営業時間を20時までに短縮(酒類提供は19時まで)又は休業 ○ 「広島積極ガード店」,「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」を必須とする ○ 全期間, 時間短縮(休業を含む)の要請に応じた場合
支援金支給区分	○ 営業時間短縮又は休業, 従事者のPCR検査受検の有無で4区分
支援金支給額	○ 中小企業: 売上高に応じて, 1店舗あたり1日1.5～7.5万円 ○ 大企業: 売上高減少額に応じて, 1日最大20万円(中小企業も選択可能)

(2) 支給区分

【中小企業】

(単位: 万円)

時 短		休 業	
PCR受検無	PCR受検有	PCR受検無	PCR受検有
1.5～4.5/日	2.0～6.0/日	2.0～6.0/日	2.5～7.5/日
31.5～94.5/21日	42.0～126.0/21日	42.0～126.0/21日	52.5～157.5/21日

【大企業】

(単位: 万円)

時 短		休 業	
PCR受検無	PCR受検有	PCR受検無	PCR受検有
最大10/日	最大15/日	最大15/日	最大20/日
最大210/21日	最大315/21日	最大315/21日	最大420/21日